

介護老人保健施設いちい荘 重 要 事 項 説 明 書

施設は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 0250180023)

当施設は、利用者に対して介護保険施設サービスを提供します。
当施設の概要や提供されるサービス内容、契約上のご注意いただきたいことを
次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果
「要介護」と認定された方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇目 次◇

1. 事業者	P 1
2. ご利用施設	P 1～2
3. 居室の概要	P 2
4. 職員の配置状況	P 2～3
5. 営業日	P 3
6. 当事業所が提供するサービス利用料金 並びに自己負担金額	P 3～8
・国が定める利用者負担限度額段階に 該当する利用者等の負担額	P 7～8
7. サービス内容に関する苦情	P 9～10
8. 緊急時等における対応方法	P 10
9. サービス提供に関する個人情報の 取り扱いについて	P 10
10. 虐待の防止について	P 10
11. 協力医療機関	P 11
12. 非常災害対策	P 12
ご利用契約書	P 13～17
個人情報利用同意書	P 18

1. 事業 者

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 諏訪ノ森会
- (2) 法人所在地 青森県青森市大字諏訪沢字丸山72番地
- (3) 電 話 番 号 017(726)3855
- (4) 代 表 者 氏 名 理事長 齊藤 悦生
- (5) 設 立 年 月 日 昭和63年8月29日

2. ご利用施設

- (1) 施 設 種 類 介護老人保健施設
- (2) 施 設 の 目 的 当施設は、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者（以下単に「利用者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行い、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とします。
- (3) 施 設 の 名 称 介護老人保健施設 いちい荘
- (4) 施設の所在地 青森県青森市大字諏訪沢字丸山72番地
- (5) 電 話 番 号 017(726)3855
- (6) 施 設 長 清水 将之
- (7) 開 設 年 月 日 平成元年10月1日
- (8) 入 所 定 員 100名
- (9) 当施設の運営方針
 - ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて、医学的管理の下における機能訓練・看護・介護その他の日常的に必要な医療並びに日常生活上の介護を行い、居宅における生活への復帰を目指しています。
 - ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
 - ◎利用者の特異行動が見られる場合でも、行動を制限する抑制等の行為を行いません。
 - ◎特異行動出現時、介護上で医療を要する緊急の際はご連絡させていただきます。
 - ◎利用者に望ましい医学上の治療を第一義的に優先させていただきます。
 - ③ 当施設では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努めます。
 - ④ 当施設では、住環境に次の事を配慮しています。
 - ◎寝たきり防止のため、出来る限り寝食分離の住環境を整えています。
 - ◎明るく家庭的な雰囲気重視しています。
 - ◎認知症高齢者に安心・安定・安住のある環境を整えることを目指しています。

- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

3. 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

入居される居室は、特室Ⅰ・特室Ⅱ・特室Ⅲの個室、多床室となっております。
ご希望の居室がある場合は、その旨をお申し出下さい。
(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合があります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
特 室 Ⅰ	3 5	トイレ、洗面所、衣装ケース付き
特 室 Ⅱ	2	トイレ、洗面所付き
特 室 Ⅲ	1 3	
2 人 部 屋	1	
3 人 部 屋	4	
4 人 部 屋	9	
居 室 合 計	6 4	
食 堂	5	
機 能 訓 練 室	1	移動式平行棒、姿勢矯正鏡、訓練用マット、物理療法機器
浴 室	5	一般浴、特殊機械浴、個人浴、ミスト浴
理 容 室	1	

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対し介護保険施設サービスを提供する職員として、短期入所療養介護部門も含め以下の職種と職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》

職 種	常 勤	非常勤	備 考
施 設 長	1		医師兼務
医 師	(1)	1	() は施設長が兼務
支 援 相 談 員	3		通所リハビリテーション兼務
管 理 栄 養 士	2		通所リハビリテーション兼務
栄 養 士	1		通所リハビリテーション兼務
理 学 療 法 士	3		通所リハビリテーション兼務
作 業 療 法 士	1		通所リハビリテーション兼務
介 護 支 援 専 門 員	1		
事 務 職 員	3 (2)	6	() 介護・本部兼務
介 護 員	3 6 (1)	6	() 事務兼務
看 護 師	3	4	
准 看 護 師	5	2	
環 境 整 備 員		8	

《主な職員の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
施設長 医師 支援相談員 管理栄養士 栄養療法士 理学療法士 作業療法士 介護支援専門員 事務職員 環境整備員	普通勤務：8：30 ～ 17：00
介護員	早出勤務：7：00～15：30 普通勤務：8：30～17：00 遅出勤務：①10：00～18：30 ②11：30～20：00 夜勤勤務：16：30～9：30
看護師 准看護師	早出勤務：7：30～16：00 普通勤務：8：30～17：00 夜勤勤務：16：30～9：30

5. 営 業 日
年 中 無 休

6. 当施設が提供するサービスと利用料金並びに自己負担金額

当施設が利用者に提供するサービスは、介護保険給付対象となるサービス（利用料の9～7割が介護保険から給付されます）と介護保険給付対象とならないサービス（利用金額の全額を契約者に負担いただく場合）の2種類があります。

（1）介護保険給付の対象となるサービス

①入 浴

・基本的には週2回の入浴となりますが、入浴回数追加のご希望等のご相談にも対応いたします。

②排 泄

・個人の排泄パターンに添った排泄介助を行い、出来る限りトイレでの排泄を促します。

③機能訓練

・医師、看護師、理学療法士等が協同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士が適切に行います。

④健康管理

・医師や看護師・准看護師が健康管理を行います。

⑤その他の自立支援

- イ. 清潔で快適な生活が送れるよう、また、適切な整容が行われるよう援助します。
- ロ. 施設サービス計画（ケアプラン）に基づきその方にあった援助を行います。
- ハ. 認知症高齢者へ自立支援に配慮した介護サービスを行います。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①食 事

・当事業所では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好に配慮した食事を提供します。

・利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

(標準食事時間) 朝食： 8:00～ 9:00

昼食：12:30～13:30

夕食：17:30～18:30

※食事時間・食事(食席)は希望により自由に選ぶことができます。

②特別食

・ご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③理髪

・月2回(第1・第3月曜日)、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

男性：整髪1,300円 女性：整髪・顔剃り1,500円 共通：顔剃り1,000円

④日用品費45円/日

⑤その他

・洗濯料金 ア. 日常着(クリーニング業者による洗濯)

イ. 下着(施設による洗濯100円/日)

・レクリエーション費

(3) サービス利用に係る自己負担金額

①1日あたりの利用料金

介護保険からサービスを受けたときは原則として、かかった費用の1割(所得により2割、3割)を負担していただきます。そのほかに居住費・食費などを負担していただきます。

《利用者負担額 1割・2割・3割》

		サービス利用料金(1日あたり)		
		1割	2割	3割
要介護1	従来型個室	793円	1,586円	2,379円
	多床室	717円	1,434円	2,151円
要介護2	従来型個室	843円	1,686円	2,529円
	多床室	763円	1,526円	2,289円
要介護3	従来型個室	908円	1,816円	2,724円
	多床室	828円	1,656円	2,484円
要介護4	従来型個室	961円	1,922円	2,883円
	多床室	883円	1,766円	2,649円
要介護5	従来型個室	1,012円	2,024円	3,036円
	多床室	932円	1,864円	2,796円

※ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

その他の加算

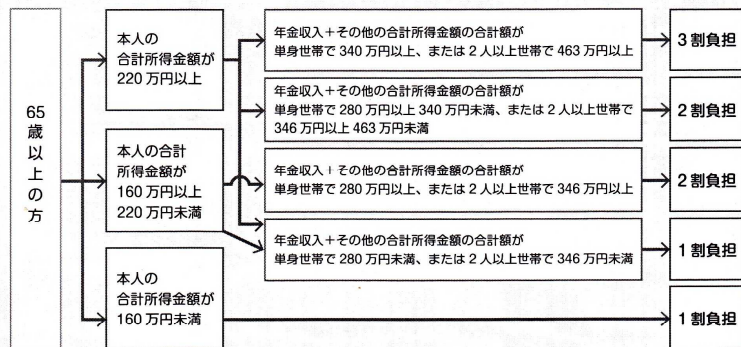
加 算 項 目	負担 1割	負担 2割	負担 3割
初期加算Ⅰ (入所日より30日に限る) ※急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設に入所した者について、1日につき所定単位数を加算	60円/日	120円/日	180円/日
初期加算Ⅱ (入所日より30日に限る)	30円/日	60円/日	90円/日
経口移行加算 ※医師の指示に基づき、医師や管理栄養士が共同して計画を作成し、計画に基づいて利用者へ支援がおこなわれた場合	28円/日	56円/日	84円/日
経口維持加算(Ⅰ) ※現に傾向で食事摂取する者で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者に対し、医師又は歯科医師の指示で、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員その他職種の者が共同して、利用者の栄養管理のための食事の観察や会議を行う	400円/日	800円/日	1,200円/日
療養食加算(1日3回を限度) ※医師の指示に基づく療養食を提供した場合	6円/回	12円/回	18円/回
夜勤職員配置加算 ※夜勤業務を行う職員を基準より多く配置した場合	24円/日	48円/日	72円/日
外泊時の費用(月6日を限度) ※外泊を計画した時に、在宅での介護サービス計画を立て、施設の介護サービスもしくは在宅サービスを利用した場合	362円/日	724円/日	1,086円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が適切に配置されている場合	120円/日	240円/日	360円/日
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) ※医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、その入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリを行った場合	200円/日	400円/日	600円/日
若年性認知症受入加算(1日につき) ※受け入れした若年性認知症の利用者様に対し個別担当者を含め個々に応じたサービス提供を行った場合	120円/日	240円/日	360円/日
ターミナルケア加算 ※施設で看取りを行う際に算定			
死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき)	72円/日	144円/日	216円/日
死亡日以前 4日以上30日以下 (1日につき)	160円/日	320円/日	480円/日
死亡日の前日及び前々日 (1日につき)	910円/日	1,820円/日	2,730円/日
死亡日 (1日につき)	1,900円/日	3,800円/日	5,700円/日
安全対策体制加算 (入所時1回に限り) ※介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策を講じている場合	20円/回	40円/回	60円/回
入所前後訪問指導加算(Ⅰ) (1回に限り) ※退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定をおこなった場合	450円/回	900円/回	1,350円/回
入所前後訪問指導加算(Ⅱ) (1回に限り) ※退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	480円/回	960円/回	1,440円/回
試行的退所時指導加算 (1回に限り) ※1カ月以上入所され、退所見込みのある利用者にお試しで退所してもらう場合	400円/回	800円/回	1,200円/回
退所時情報提供加算(Ⅰ) (1回に限り) ※居宅へ退所する利用者について、退所後の主治の医師に対して利用者を紹介する場合、利用者の同意を得て、当該利用者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合	500円/回	1,000円/回	1,500円/回

退所時情報提供加算(Ⅱ) (1回に限り) ※医療機関へ退所する利用者等について、退所後の医療機関に対して利用者等を紹介する際、利用者等の同意を得て、当該利用者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合	250円/回	500円/回	750円/回
退所時栄養情報連携加算 (月1回に限り) ※管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合	70円/回	140円/回	210円/回
再入所時栄養連携加算 (1人につき1回に限り) ※医療機関から介護保険施設への再利用者であって特別食等を提供する必要がある場合	200円/回	400円/回	600円/回
栄養マネジメント強化加算 (1日につき) ※利用者の栄養状態の改善・維持を目指すための体制や、ミールラウンドの実施などにおいて、利用者の栄養ケアを適切に行っている場合	110円/日	220円/日	330円/日
入退所前連携加算(Ⅱ) (1回に限り) ※入所期間が1月を超える利用者が退所し、その居宅において居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退所に先立って当該利用者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該利用者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービスまたは地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行う場合	400円/回	800円/回	1,200円/回
訪問看護指示加算 (1回に限り) ※施設からの退所時1回に限り、老健等の医師が訪問看護指示書を作成・交付した際に算定	300円/回	600円/回	900円/回
緊急時治療管理 (月連続する3日限度)が加算される場合があります。 ※利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となったときに、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合	518円/日	1,036円/日	1,554円/日
所定疾患施設療養費(Ⅰ) 1日につき(月1回、連続7日間限度) ※肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する利用者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に所定単位数を算定	239円/日	478円/日	717円/日
所定疾患施設療養費(Ⅱ) 1日につき(月1回、連続10日間限度)	480円/日	960円/日	1,440円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき(入所日から7日限度) ※医師が、認知症の行動・心理症状が認められ在宅での生活が困難であり緊急に入所することが適当であると判断した利用者に対し施設サービスを行った場合	200円/日	400円/日	600円/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、事業所がサービスを行った場合、所定単位数に加算する	1月につき 所定単位数×75/1000		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき) ※介護福祉士資格を持つ職員を多く配置した場合	22円/日	44円/日	66円/日

「一定以上所得者の介護保険利用者負担割合」について

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただく事となります。この利用者負担割合について、これまでは1割又は一定以上の所得のある方は2割としていましたが、平成30年8月から65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得※1のある方には費用の3割をご負担いただくことになります。

利用者負担の判定の流れ



※1

高齢者医療においては、若年世代と同程度の所得がある方について、窓口負担を3割としています。介護保険についてもこの所得区分を踏まえて基準を設定しています。

市町村から発行される「介護保険負担割合証」で確認、利用施設に提示してください。

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

厚生労働省、利用者負担割合の基準が変わります（周知用リーフレット）より抜粋

「国が定める利用者負担限度額段階（1～3段階）」 に該当する利用者の負担額

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院に入所（短期入所も含む）した場合、食費・居住費（滞在費）は全額自己負担となります。ただし、下記の利用者負担第1～3段階に該当するかたは、『特定入所者介護（介護予防）サービス費負担限度額』の申請をすると、食費・居住費の利用者負担が減額されます。

利用者負担第1～3段階に該当しない市（区町村）民税課税世帯かたは、施設との契約の料金を全額負担することになりますが、世帯の構成員が2人以上で、施設に入所している場合は、一定の要件を満たすと減額措置の対象となります。

第1段階

本人及び世帯全員が市（区町村）民税非課税で、老齢福祉年金の受給者。生活保護受給者。

第2段階

本人及び世帯全員が市（区町村）民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方。及び下記【所得要件】並びに【資産要件】に該当する方。

第3段階①

本人及び世帯全員が市（区町村）民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方。及び下記【所得要件】並びに【資産要件】に該当する方。

第3段階②

本人及び世帯全員が市（区町村）民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年額120万円超の方。及び下記【所得要件】並びに【資産要件】に該当する方。

【所得要件】：世帯分離している配偶者が市（区町村）民税非課税のかた。

【資産要件】：預貯金等の基準

●第1段階	： 単身1,000万円以下	夫婦2,000万円以下
●第2段階	： 単身 650万円以下	夫婦1,650万円以下
●第3段階①	： 単身 550万円以下	夫婦1,550万円以下
●第3段階②	： 単身 500万円以下	夫婦1,500万円以下

※ 次の要件の全てに該当する第4段階の方は、市区町村に申請することで、第3段階の負担軽減を受けることができます。

- ・ 2人以上の世帯の方
- ・ 世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費・部屋代）の見込額を除いた額が80万円以下
- ・ 世帯の現金、預貯金等の額が合計450万円以下 等

詳細については、市町村窓口へお尋ね下さい。

負担段階別一覧表（１日当たりの自己負担額）

負担段階	食 費	居住費 （利用する療養室のタイプ）	
		従来型個室	多 床 室
第 1 段階	3 0 0 円	5 5 0 円	0 円
第 2 段階	3 9 0 円		1, 3 7 0 円
第 3 段階 ①	6 5 0 円		
第 3 段階 ②	1, 3 6 0 円		
第 4 段階	1, 5 1 0 円	1, 7 2 8 円	4 3 7 円

特定入所者サービス費

居住費・食費 利用者負担段階別の負担限度額

負担段階	居 住 費 (１日あたり)	食 費 (１日あたり)	居住費・食費 自己負担合計額 (１日あたり)	居住費・食費 自己負担合計額 (１月あたり)
従来型個室				
第１段階	５５０円	３００円	８５０円	２５，５００円
第２段階	５５０円	３９０円	９４０円	２８，２００円
第３段階 ①	１，３７０円	６５０円	２，０２０円	６０，６００円
第３段階 ②	１，３７０円	１，３６０円	２，７３０円	８１，９００円
第４段階	１，７２８円	１，５１０円	３，２３８円	９７，１４０円
多 床 室				
第１段階	０円	３００円	３００円	９，０００円
第２段階	４３０円	３９０円	８２０円	２４，６００円
第３段階 ①	４３０円	６５０円	１，０８０円	３２，４００円
第３段階 ②	４３０円	１，３６０円	１，７９０円	５３，７００円
第４段階	４３７円	１，５１０円	１，９４７円	５８，４１０円

※ １月あたり３０日分の計算となっております。

・ 特別な居室の提供

利用者のご希望により、特室Ⅰ・特室Ⅱ・特室Ⅲに入居される場合は、居室の種類により以下の料金をお支払いいただきます。

特室Ⅰ	３５室	１日につき	８００円
特室Ⅱ	２室	１日につき	５００円
特室Ⅲ	１３室	１日につき	３００円

保険料自己負担１割（所得により２割、３割）合計額＋居住費・食費自己負担合計額が１月の利用料総額となります。

（４）利用料金のお支払い方法

前記料金は１ヶ月ごとに月末締めで計算し、翌月１０日までに請求させていただきます。
支払い方法は、金融機関口座からの自動引き落とし又は銀行振込となります。

（５）重要事項説明書の記載内容の変更

重要事項説明書の記載内容に変更が生じた場合は、あらかじめ利用者様又はその家族様に変更点を記載した文書を送付し、異議が無い場合は同意を頂いたものとさせていただきます。

7. サービス内容に関する苦情

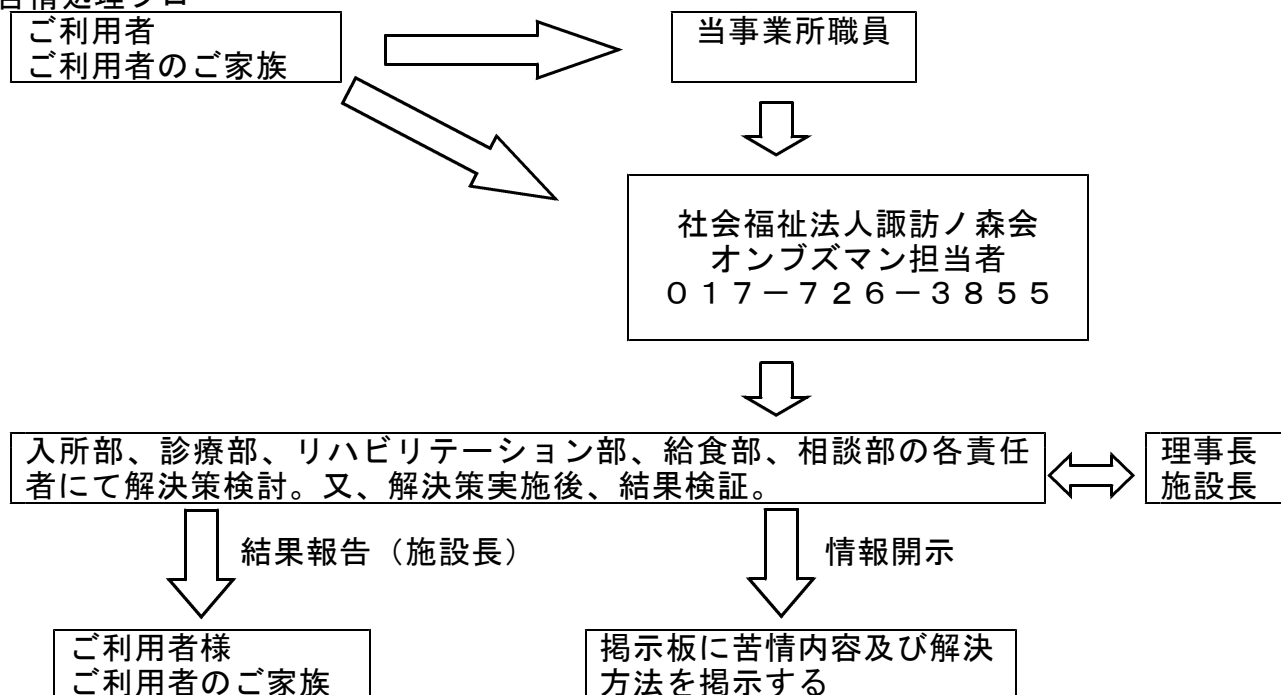
当法人は、利用者の権利主張を代弁する福祉オンブズマン制度を取り入れています。
人権擁護、福祉事情に詳しい外部9名の方による「苦情処理委員会」を設置しており、
専門的な相談ができますのでご利用下さい。

(1) 当事業所のお客さま相談・苦情窓口

担当者	当事業所職員
電話	017-726-3855
FAX	017-726-3859
受付日	年中
受付時間	8:30～17:00

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(3) その他

- ① 当法人は、提供するサービスの質の評価を自ら行う「サービス向上委員会」を設置し、常にその改善を目指しています。
- ② 社会福祉法人諏訪ノ森会苦情処理委員会（オンブズマン）
当事業所では、苦情処理委員会（オンブズマン）を設置しております。
施設内各所にあるご意見投書箱に投函して下さい。
- ③ 当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県運営適正化委員会・青森県国民健康保険団体連合会へ相談・苦情を伝えることができます。
 - ◎青森市介護保険課 017-734-5257（直通）
 - ◎福祉サービス相談センター（青森県運営適正化委員会）017-731-3039
 - ◎青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）017-723-1301（直通）

8. 緊急時等における対応方法

- (1) 職員は、施設サービスの提供を行っているときに、利用者様の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに施設長（医師）又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、副施設長へ報告します。また、施設長（医師）への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は、利用者様に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、青森市及び当該利用者家族様に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (3) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとします。
- (4) 事業者は、利用者様に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

主治医	病院名			
	住所			
	氏名		電話番号	
ご家族	住所			
	氏名		電話番号	

9. サービス提供に関する個人情報の取り扱いについて

事業所、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。当該事業者の従業員であった者は、正当な理由なくその業務で知り得たお客様およびご家族の秘密を永久に漏らしません。事業者で、利用者の医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ個人情報利用同意書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

10. 虐待の防止について

事業所は、ご利用者様の人権の擁護・虐待等の防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者（職員）に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 法人が主催する虐待を防止するための定期的な研修を受講します。
- (4) 前3項に掲げている措置を本部人事職員が担当者となり、適切に実施します。
- (5) 当事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者家族様等高齢者を現に養護する方）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

11. 協力医療機関

①協力医療機関の名称：医療法人芙蓉会 村上病院
 所在地：青森市浜田3丁目3-14
 電話番号：017-729-8888
 診療科：内科・消化器内科（腸活（便秘）外来・飲み込み（嚥下）外来）
 循環器内科・糖尿病内科・脳神経内科・精神科、心療内科
 整形外科外来・血管外科・泌尿器科・泌尿器科・乳腺外来

②協力医療機関の名称：平内町国民健康保険平内中央病院
 所在地：青森県東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢1-1
 電話番号：017-755-2131
 診療科：内科・糖尿病外来・小児科・総合診療、外科・整形外科・皮膚科
 眼科・脳神経外科・メディコ外来・物忘れ外来

③協力医療機関の名称：医療法人C of I 東ミナトヤ歯科医院
 所在地：青森市大字浜館字見取15-1
 電話番号：017-718-0453
 診療科：歯科

12. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」及び「業務継続計画」によります。
近隣との協力関係	諏訪沢町内会と連携を保ち、今後の非常時の相互の応援体制の確立を図っていきます。
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」と、「業務継続計画」にのっとり、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練及び災害・感染症対策訓練を実施します。
防火設備	・自動火災報知器 ・防火扉 ・誘導灯 ・補助散水栓栓 ・ガス漏報知器 ・火災通報装置 ・漏電火災報知器 ・非常用電源 ・スプリンクラー設備

令和 年 月 日

介護老人保健施設いちい荘の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者所在地	青森市大字諏訪沢字丸山72番地
名称	介護老人保健施設 いちい荘
説明者氏名	印

私は本書面により事業所担当者から介護老人保健施設いちい荘の施設サービスについての重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意いたします。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人住所	
氏名	印
続柄	

社会福祉法人 諏訪ノ森会 介護老人保健施設いちい荘ご利用契約書

(以下「契約者」)と社会福祉法人諏訪ノ森会(以下「事業者」)は、
(以下「利用者」)が介護老人保健施設いちい荘(以下「施設」)におけるサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて次のとおり契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

1. 事業者は介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条に定める介護老人保健施設サービスを提供します。
2. 事業所が利用者に対して実施する介護保険施設サービスの内容(ケアプランの作成を含む)(以下「施設サービス計画」)は別紙『介護サービス計画書』に定める通りとします。
3. 利用者は15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約の定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了期日の30日前までに、契約者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護5)と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条 (施設サービス計画の決定と変更)

1. 事業者は、介護支援専門員に第1条、第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者に対して説明をし、同意を得た上で決定します。
3. 事業者は3ヶ月に1回、もしくは契約者の要請に応じて、計画作成担当介護支援専門員に施設サービス計画について変更の必要性があるかどうかを調査させ、その結果施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議の上施設サービス計画を変更するものとします。
4. 事業者は施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 (介護老人保健施設サービス内容)

1. 事業所は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室・食事・介護サービス・その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態に応じて適切なサービスを提供します。
2. 利用者が利用できるサービス種類は『重要事項説明書』のとおりです。事業者は『重要事項説明書』に定めた内容について、契約者に説明いたします。

第5条（利用者等への説明）

1. 事業者は本契約に基づいて、契約者に行うと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。
2. 契約者は本契約に基づいて、事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。
3. 重要事項説明書の記載内容に変更が生じた場合は、あらかじめ利用者様又はその家族様に変更点を記載した文書を送付し、異議が無い場合は同意を頂いたものとさせていただきます。

第6条（サービス料の支払い）

1. 契約者は、サービスの対価として『重要事項説明書』に定める所定の料金体系に基づいた、サービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、契約者はサービス利用料金を一度全額支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。）
2. 前項の他、契約者は食事代と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
3. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の10日までに契約者に通知します。
4. 契約者は、当月の料金の合計額を翌月15日までに事業者が指定する金融機関から自動引き落とし、若しくはお振込みの方法でお支払いいただきます。
5. 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

1. 『重要事項説明書』に定める利用単位毎の料金について、介護保険給付額の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができます。
2. 『重要事項説明書』に定める以外のサービス料金については、経済状況の変化、その他やむを得ない事由がある場合、契約者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明したうえで、事業者は当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合は、契約を解約することができます。

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保と精神的な安定に留意し配慮するものとします。
2. 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者及び利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施します。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとします。
4. 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。また、緊急やむを得ない場合であっても、契約者の同意を得るものとします。

第9条（要介護認定の申請に係る援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
2. 事業者は、契約者又は利用者が希望する場合、要介護認定の申請の代行をします。その場合は、要介護認定の有効期間満了日の60日前までに申請の有無を確認し、援助を行います。

第10条（サービス提供の記録）

事業者は、利用者に対する介護老人保健施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第11条（守秘義務）

1. 事業者、サービス従事者または従業員は、介護老人保健施設サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩（ろうえい）しません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は、契約者又は利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し利用者の個人情報提供は提供しません。

第12条（利用者の施設利用上の注意義務等）

1. 利用者は、居室及び共用施設・敷地を、その本来の用途に従って利用するものとします。
2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上が必要であると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合事業者は、利用者のプライバシー等の保護について十分配慮するものとします。
3. 契約者は、利用者が施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合は、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第13条（損害賠償責任）

1. 事業者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者又は利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌（しんしゃく）して相当と認められる場合、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各項に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- （1）契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- （2）契約者が、利用者へのサービス実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意に告げず、又は不実の告知を行ったこと起因して損害が発生した場合
- （3）利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- （4）契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第15条（契約終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- （１）利用者が死亡した場合
- （２）要介護認定において利用者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合
- （３）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- （４）施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- （５）施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

第16条（契約者及び事業者からの契約解除）

1. 契約者は事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当した場合、事業者は契約者に対して、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - イ）利用者のサービス利用料の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、催促した日から起算して14日以内に支払われない場合
 - ロ）利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ハ）利用者が事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 二）やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合
3. 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - イ）利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ロ）利用者が死亡した場合

第17条（苦情対応）

1. 契約者は提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙【重要事項説明書】記載のご利用相談室に苦情を申し立てることができます。その場合は、事業者は迅速・適切に対処し、サービスの向上・改善に努めます。
2. 契約者は介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。
3. 事業者は契約者が苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者に対して何らかの差別待遇をしません。

第18条（サービスのチェック）

1. 事業者はオンブズマン組織と連携し、定期又は抜き打ちに書面又は訪問による調査を受けることがあります。調査の結果は必要な限り契約者に報告します。
2. 事業者は自治体オンブズマンから調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を受けることを拒否せず、必要な資料の提供等、協力を惜しみません。

3. 民間及び自治体のオンブズマンの発動が利用者又は利用者の家族若しくは契約人の申し入れによるものであって、事業者は利用者に対し、そのことをもっていかなる差別的取り扱いもしません。

第19条（本契約に定めのない事項）

1. 契約者及び事業者は信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令・その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上、定めます。

第20条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者・事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事 業 者

〈住 所〉 青森市大字諏訪沢字丸山72番地

〈事業者名〉 社会福祉法人 諏訪ノ森会
介護老人保健施設いちい荘

〈代表者名〉 理事長 齊藤 悦生

契 約 者

〈住 所〉

〈氏 名〉

印

利 用 者

〈住 所〉

〈氏 名〉

印

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で、使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調不良やケガ等で病院へ行き医師・看護師等に説明する場合
- (4) 介護保険手続きの際に必要な場合
- (5) 下記の管理業務で必要な場合
 - イ 入退所の管理
 - ロ 会計・経理
 - ハ 事故等の報告
 - ニ 私の介護サービスの向上
 - ホ 学生の実習への協力

2 個人情報を提供する事業所等

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調不良やケガ等で診療することとなった場合）
- (3) 調理・洗濯業務委託事業所
- (4) 家族等への心身の状況説明
- (5) 審査支払機関（レセプトの提出）
- (6) 審査支払機関または保険者（照会への回答）
- (7) 保険会社等（損害賠償保険などにかかる相談または届出等）

3 使用する期間

要介護認定の有効期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

社会福祉法人 諏訪ノ森会
介護老人保健施設いちい荘 殿

(利用者) 住所

氏名

印

(家族) 住所

氏名

印

続柄